

雇用保険法 H210331改正内容

1) 適用範囲の拡大

6ヶ月以上の雇用見込みがある者も雇用保険に加入

2) 雇い止めとなった非正規労働者に対する基本手当の受給資格要件の緩和と所定給付日数の拡充



特定理由離職者の創設

- ・ 被保険者期間1年未満で雇い止めによる離職
- ・ 正当な理由のある自己都合による離職
- ・ 離職日以前1年間に被保険者期間が6ヶ月以上(通常より短い)

3) 再就職が困難な者(年齢、能力、地域)に対する給付日数の延長 給付日数を原則60日延長

4) 再就職手当の給付率引き上げ及び支給要件の緩和 係数を30%から40%あるいは50%に

5) 常用就職支度手当の給付率引き上げ及び支給対象者の拡大 係数を30%から40%に

6) 育児休業給付の統合と給付率引き上げ措置の延長 職場復帰給付金が統合された。 係数は40%。ただし、当分の間50%。

7) 雇用保険料率の引き下げ